

電子取引に印紙税はかからないため、印紙コストが削減できます

電子文書により契約締結をした場合には印紙税は発生しない

印紙税は紙で課税文書を作成した場合にのみ発生するものであり、電子取引において電子文書（電磁的記録）を作成した場合には、印紙税は発生しません（印紙税法2条および3条ならびに印紙税法基本通達第44条）

クラウドサインで契約締結した場合には、クラウド上の電子文書（PDFファイル）が原本となり、原本をプリントアウトしたもの＝写しにも課税されません

国税庁も、電磁的記録により契約締結した場合や、ファクシミリや電子メールにより文書を交付した場合には印紙税が発生しない旨明確に述べています

請負契約に係る注文請書を電磁的記録に変換して電子メールで送信した場合の印紙税の課税関係について
http://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/01.htm
コミットメントライン契約に関して作成する文書に対する印紙税の取扱い
<http://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/inshi/5111/01.htm>